

平成 28 年第 4 回定例会（H28 年 9 月 7 日）

○4 番（櫻井 茂君） おはようございます。4 番、櫻井茂です。通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、電子決裁システムの導入についてお伺いをしてまいります。

市が事務事業を行う上で、その意思決定過程を明らかにする決裁は、現在のところ紙ベースで行われております。この紙による決裁は、予算を伴うものは、財務会計システムにより、金額の差し引きや帳票の出力など一部電子化されておりますが、決裁行為である承認については、権限者が順番に判こを押す方式となっております。膨大な数の決裁が日々庁舎内をめぐっており、時間とコストをかけて数多くの押印、判こが押されております。そこで、電子決裁システムを導入し、決裁の流れを円滑にすることで、職員の負担を減らすとともに、事務事業の迅速化を図るべきと考えまして、質問をさせていただきます。

1 点目です。文書による決裁方法がどのように行われているのかを伺ってまいります。決裁は、市が事務事業を進める上で、市長、あるいは市長から権限を委譲された権限者たる職員が、部下等から提出された案件について意思決定を明確にする行為であります。決裁を大きく分けまして、予算を伴う財務会計システムと、一般文書に属する決裁の 2 つに大別されると思っております。これら決裁について、平成 27 年度ベースにおける決裁の数につきましては、本所、あるいは支所、出先機関等からの分もあると思っておりますけれども、決裁に要する期間など、さまざまなデータについて、把握しているものについてご説明をいただければと思っております。

○議長（塚谷重市君） 総務部長・久保田君。

○総務部長（久保田克己君） ご答弁申し上げます。石岡市の決裁につきましては、議員からお話ございましたように、財務会計におけます支出命令などの証票類の決裁をはじめといたしまして、各種文書などの発送の決裁、職員の出張命令や休暇などの決裁、さらには、業務の起工や意思決定のための決裁など、さまざまな決裁がございます。

そのような中で、全庁における平成 27 年度の決裁の件数等でございますが、財務関係におきましては、伝票数で約 9 万 7,000 件でございます。また、文書管理におけます決裁数につきましては、まことに申し訳ございませんが、全体の数につきましては把握できておりませんが、職員の年次休暇で約 9,300 件、夏季休暇で約 3,500 件の件数がございます。それと、その決裁に係る支所、出先機関の決裁数等についても、申し訳ございませんが、把握できておりません。

続きまして、決裁にかかる日数でございますが、最短で当日中というものもあれば、決裁権者や合議者が会議、出張などで不在の場合などは、1 週間以上の期間を要する場合もあると考えております。

続きまして、また、決裁に押印する職員数につきましてはでございますが、起案者、

係長、課長補佐、課長と、4名程度の職員が押印するものから、他部署と関係するような決裁におきましては、それぞれの所属長が押印をもらう必要が生じますので、10数名の職員が押印するものもございます。

また、紙の使用量につきましては、決裁により使用する紙の枚数も異なってまいります。財務会計に係ります支出命令等の証票であれば、正本、副本を作成する関係上、決裁の2倍の紙が必要となってくるように考えております。

あと、文書の検索時間、保存、移管にかかる時間などについてご答弁申し上げます。前年度の決裁などの文書につきましては、同じ執務室内のキャビネット内に保管してありますので、さほど時間もかからず検索できる状態となっておりますが、3年以上保存する文書につきましては、保存箱に入れて書庫に保管することといたしておりますので、保存文書の目録である文書ファイル基準表によって、該当する文書を特定する時間や、文書を取り出すため書庫を往復する時間などが必要となってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） ご答弁いただきました。決裁数は、財務会計だけで9万7,000件、一般文書に関しては不明であるというようなことでございました。非常に文書数が膨大であることがわかりましたけれども、この文書、特に財務会計におきましては、決裁を行う際の専決者を事務決裁規程で示しております。市長、副市長、部長、あるいは課長といった専決者別の文書数については、把握されておられれば、お伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 総務部長・久保田君。

○総務部長（久保田克己君） ご答弁申し上げます。専決者ごとの文書数につきましては、大変申しわけございませんが、把握できておりません。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 行政改革を長年にわたって進めてきている中で、事務の分量、事務量の算出については、先輩議員のほうからも何度か指摘があったかと思えます。財務会計のほうは、先ほど申し上げましたように、一部電子化されているということもありますので、総務のほうで把握するかどうかは別にしましても、そのカウント数を見れば、専決区分のところについては、アスタリスクを入れて専決者がわかるような形になっておりますので、把握が本来はできるのかなという気はいたしております。今後の課題ということで、お聞きいただければと思っております。

千葉県のある市において電子決裁システムを導入してございまして、今回の質問に当たりまして、ネット上に載っておりますので、こちらの文書を参考にして質問を

組み上げたところでございます。このある市のほうでは、決裁者別の文書数の統計を算出しておりました、これを参考にしますと、財務会計と一般文書の件数はほぼ同数でございました。自治体によって、文書の決裁の数につきましてはばらつきがあると思いますので、少々乱暴になるとは思いますけれども、石岡市の場合に当てはめますと、財務会計が9万7,000件ということでの先ほどの答弁でしたので、一般文書も同数であると考えれば、約20万件、文書については決裁が毎年度行われているということになるかと思えます。

この20万件を石岡市の課長職……、専決の場合、課長から判こを押すという流れになってございますので、課長職約50名で割りますと、年間1人当たり約4,000件、これを12か月週5日で割りますと1日当たり平均で16.6件と、この数を課長さんは判こを押しているということになるかと思えます。これはあくまで平均です。余談ですがけれども、財政課長、あるいは会計課長につきましては、財務会計システム上の決裁についてはほぼ全件押すと仮に仮定した場合、1日当たり約400件の決裁をするということになるようです。

一方で、ファイリングシステムで、一般文書の管理を各担当課から文書目録という形で総務課は受けておりますので、こちらの文書目録からしても数量は把握できるのかなという気がいたしておりますが、今後、事務量の算定の中では、そうしたものも含めて検証をしていただければと思います。

一方で、これらの決裁に使う紙代につきましては、一般文書に関しましては、1決裁当たり添付資料として約10枚つけているよと仮に仮定しますと、年間でA4の用紙を100万枚使用するような計算になります。一締め、1冊500枚の再生用紙を役所は使っておりますので、この1冊が450円。これは、大量に購入していれば、それより単価は下がるんでしょうけれども、年間で約2,000冊分使うと想定しますと、90万円の支出という形になるかと思えます。

これらは、他市の文書量から想定した、あくまでも推定の数字ですので、石岡市の現状はこれの数字に前後するかと思います。そういった意味でも、数字を出そうとすれば、概数につきましては出たのかなという気がしております。

次の質問に入ってまいりたいと思います。ご答弁いただいたこの文書決裁についての問題点の把握、幾つか文書の決裁の現状を報告していただいた中で、当然、問題点というものも見えてきていると思いますので、この問題点の把握と、その対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 総務部長・久保田君。

○総務部長（久保田克己君） ご答弁申し上げます。文書による決裁の問題点等の把握と、その対応についてご答弁申し上げます。

まず1点目としては、文書による決裁については、定められた決裁ルートに従って、決裁文書を回付する手間が必要となってまいります。決裁区分が市長決裁や副市長決裁に関するものや、合議文書として関係部署が本庁と支所に分かれているものなどに関しましては、決裁文書の移動が必要となることから、本庁と支所間の文書配布

便により送付したり、急ぎの決裁などについては、担当職員が持ち回りにより本庁・支所間を往復するなど、対応してきているところです。

2点目といたしましては、文書による決裁では、文書目録や情報公開用の目録といったものを、決算の起案とは別に作成する必要があります。現行の対応といたしましては、各課において文書ファイル基準表を作成しているところです。

3点目といたしましては、文書による決裁では、他の関係部署に合議を要する決裁の場合、関係部署の決裁に要する時間が必要となりますので、関係する部署が多ければ多いほど決裁に時間がかかってしまうという点が否めません。決裁に要する時間を見込み、計画的に起案することや、必要に応じた持ち回り決裁、押印者を限定することなどにより、決裁に要する時間を短縮する工夫をすることも必要でございます。合議文書の速やかな回付については、総務から各職員に周知を図る対応をしているところでございます。

4点目といたしまして、文書による決裁において発生した文書そのものについては、原本となる文書を定められた期間保存する必要がありますので、文書の保管のための書庫スペースを確保する必要があります。限られた執務室内、また専用書庫の中を効率的に利用できるように、保存年限に達した文書の定期的な廃棄や、平常時からの執務室内の環境の整備に取り組むことが、必要となってくるものと考えております。

以上が、文書による決裁に伴う課題として把握している内容、さらには、その一部分ではございますが、対応の現状についてご答弁させていただきました。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 問題点についてご答弁をいただきました。問題点の解決策というよりは、対応した結果として、現在の問題点を幾つかご答弁いただいたものと理解をいたしております。これら問題点につきましては、今、総務部長のほうからご答弁いただいたほかにも、幾つかあるのかなと考えております。特に紙の使用量の増大という部分が、これから出てくるんだろう……、これからというか、既に出ているんだろうと思います。今現在、IT化が国においても非常に進んでおりまして、国や県から大量の通知文が、かつては郵送で送られてきましたが、今やPDF化されたメールで送信されてくる時代となりました。これらを印刷して閲覧するのは末端の自治体でございますので、自治体には、一方でごみの減量化も進めなくてはならないという部分もあります。そうした中で、紙がどんどん印刷という形で出ているというのが現状かと思っております。

そのほかにも、先ほど答弁にもありましたように、複数の部署で決裁をする場合、決裁中の文書がどこにあるのか、起案者が仮に決裁の文書を再度確認したいという場合には、複数の部署を回っている場合には、どこにその決裁が回っているのかわからない、把握ができないという問題もあろうかと思っております。

さらにもう1点、決裁権限者でない職員、特に管理職職員以外の押印の必要は、本

来、決裁の場合はないかと思えます。係内、課内の情報の共有は、決裁を求める前提条件でありますので、決裁に時間がかかるのであればなおさら、情報の共有を決裁という文書で求める必要性はないのではないかと考えるところです。事務決裁規程で、1係員に押印や決裁を求める根拠というものはあるのかどうか、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 総務部長・久保田君。

○総務部長（久保田克己君） ご答弁申し上げます。ただいま議員がおっしゃられたように、決裁規程上は、最低でも課長決裁というのが事務決裁規程の中で定められておりますので、それ以下の職員には決裁の権限は属していないものと考えております。そういった観点から、それ以下の職員が押印しているというのは、あくまでもその決裁の内容についての情報の共有という観点で、押印をしていただいているものと考えております。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 今、ご答弁いただいたように、事務決裁上は、決裁という意味の押印ではなくて、確認という意味の押印だというご答弁でございますので、今後、これらについては、決裁を回す文書でなくて、何らかの形で情報を共有する供覧文書にするのか、何にするのか、ちょっとわかりませんが、そういった改善も必要なのではないかと思います。1週間、10日、決裁がかかるのであれば、なおさら1係員が決裁を見て時間をかけているというその無駄は、必要ないのではないかと思うところでございます。

次の質問に入ります。3点目です。これら問題点、幾つか答弁があり、私のほうでも指摘をさせていただきました。電子決裁システムの導入についてお伺いをしてみたいと思えます。文書による決裁方式の問題点を答弁いただいた中で、これらの問題点の幾つかを解決する手段として、電子決裁システムが考えられます。庁内LANシステムを活用して、職員各自に既に配付されているノートパソコン上で文書を閲覧し、決裁をしていくというものでございます。決裁時間の短縮、紙の使用量の削減、保管スペースの削減、文書検索の大幅な短縮等のメリットが考えられるわけでございます。そうした効果を発揮するためには、システムの構成や仕様をしっかりと議論し、まとめる必要があるわけでございますけれども、この電子決裁システムの導入に向けた考えがあるのかどうかをお伺いしてみたいと思えます。

○議長（塚谷重市君） 総務部長・久保田君。

○総務部長（久保田克己君） ご答弁申し上げます。電子決裁システムの導入につきましては、庁内におきまして、今年度に入ってから2回ほど、関係部署、財務部や会計、また総務部が一体となって、決裁導入に係る勉強会というようなことで開催して

ございます。そういった中でも、ただいま議員がおっしゃられたように、紙の使用量の減少、また支所や出先機関からの本庁までの移動時間、燃料等の削減、書庫スペースの減少など、多くのメリットがあることを確認しております。

また、その一方で、電子化が困難な工事図書をはじめとする書類の添付方法といった、電子決裁上の取り扱いや決裁区分、決裁ルートの整理もあわせて行う必要性があることなどの課題も出てきているところです。

総務部といたしましては、現在、添付書類の必要のない決裁につきましては、順次、電子決裁化を進めております。これまでに、年次休暇の決裁につきまして電子決裁化をしており、本年度においても、夏季休暇の決裁につきましては電子決裁化を図ってきたところでございます。今後も、多くのメリットがある一方、またデメリット等もございますが、電子決裁の導入につきまして、関係部局と調整をしながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） ただいま答弁をいただきました。年次有給休暇と夏季休暇につきましては、電子決裁を進めたというご答弁をいただきました。これらにつきましては、職場内で、ある意味で、直属の上司の承認をもらう単純な仕組みといたしますか、開発にさして時間を要するようなシステムではないんだろーと思ひます。パッケージで、今、いろいろな会社が提供してくれているものだと思ひます。

ちなみに、職員に各1台ノートパソコンが配備されている中で、グループウェアが導入されまして、久しいところでございます。何度か、グループウェアの提供を受けている会社も変わっているとは思ひますけれども、現在のグループウェアが導入されて既に5年程度経過してありますので、職員全体の利便性を考えれば、夏季休暇、有給休暇につきましては、もっと早く導入してもよかつたのではないかと思ひます。

話はちょっとそれてしまひますけれども、コピー機の使用料が増加している点なども、今後、問題になってくるんだろーと思ひます。現在、国や県、関係機関から、先ほど申し上げたように各種文書が、PDF化された文書で大量にメール送信されてきてあります。これらをコピーすることなく、電子ファイルとして回覧文書に添付し供覧できれば、年間数百万円単位で、多分、予算の支出が抑えられるのではないかと思ひます。ペーパーレス、燃料費の削減、書庫スペースの減少など、先ほどご答弁いただきましたけれども、概算費用でどのくらい効果があるのかというところまで、その勉強会の中で議論されたのかどうかをお伺ひしてまいりたいと思ひます。

○議長（塚谷重市君） 総務部長・久保田君。

○総務部長（久保田克己君） 今回、このご質問をいただいてから、部内で検討を加えた部分ではございますが、紙の使用料という観点からは、年間で350万円ほど、ペーパーレスによって紙の消費量が抑えられるのかなと考えております。また、あわせて県内の他市町の電子決裁システムを導入している市町村への電話での問い合わせの結果でございますが、財務会計、文書管理システム、そのシステムの範囲というの、当然あるかとは思いますが、その導入費用といたしまして、まず400万円から、多いところでは2,000万円近くかけているところもあるということで、ペーパーレス化とシステムの導入の初期投資費用と、あとはランニングコスト的なものも総合的に考えて、この問題には取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 紙代だけで、年間350万円の削減を想定しているというようなお話でございました。一方、開発費用でいきますと、最大で2,000万と。これは、維持管理経費につきましても当然発生しますので、紙代以外の削減の部分で、その2,000万に例えば5年間で近づけるのであれば、ゴーサインを出してもいいのかなという気はしておりますけれども、職員のほうで勉強会をされたと。こういうことに関しましては、その職員のやる気を引き出すという意味でも、非常に、進めていただくことが石岡市のためになるのかなということで、敬意を表したいと思っておりますけれども、この勉強会ですが、どのような経緯で始められて、どこの部署が中心となってまとめているのかを確認させていただきたいと思っております。

○議長（塚谷重市君） 総務部長・久保田君。

○総務部長（久保田克己君） どこがということではなくて、年度当初に総務部も関係機関と話し合いながら、こういった勉強会を開催していこうということで勉強会が発足したわけで、あくまでも内部の勉強会なので、これをこうやりますというような周知ではなくて、本当の職員の自発的な考え方から、勉強会を発足させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） かつて私も、市の職員時代に情報システム課に所属した折に、ある担当部からシステム開発の依頼がございました。本来であれば、そのシステムをどのような内容でまとめていくのかというのは、依頼してくる担当課が考えなきゃいけないんですけど、全体の勉強会なるものを最初に立ち上げた際に、システムのごことはわからないので情報さんのほうで全部やってくれと言われて、あっという間にはしごを外されたという経緯が、今も鮮明に蘇っております。

です。文書管理、財務会計につきましては、財務部のほうも所管しているかと

思うんですが、全体的に見れば、最終的に文書管理という部分に属しますので、できれば総務部のほうが音頭をとって全体をまとめていき、その仕様についても総務部が発言権を持って、情報政策課と財務部、あるいは会計課ですかね、こちらの所管の関係者をまとめて、導入に向けた議論を積極的に進めていただければと思います。

今現在、新庁舎の建設事業も進んでいるところでございますので、可能であれば、新庁舎が完成した時期とほぼ同時期に電子決裁システムが稼働されるような、積極的な推進を図っていただければありがたいなと考えておるところでございます。

石岡市の情報管理組織に関する規則というものがございまして、この第3条において、「市における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティを総括的に管理するため、統括情報管理者及び統括情報セキュリティ責任者を置き、副市長をもって充てる」という規定がございまして、国は、既に多くの省庁で、文書の電子化を積極的に進めております。省庁によっては80%、90%という電子決裁の省庁もあるようです。副市長の出身母体である総務省も同様でございます。統括情報セキュリティ責任者である副市長は、この電子決裁システムの導入について、どのような見解をお持ちなのかをお伺いしたいと思っております。

○議長（塚谷重市君） 副市長・松隈君。

○副市長（松隈健一君） 電子決裁の導入についてのご提案、ありがとうございます。導入につきましては、先ほど総務部長からご答弁申し上げたとおりでございますが、お話しいただきました、国では、世界最先端IT国家創造宣言というものにおいて、職員のワークスタイルについて、情報のデジタル化の推進と生産性の向上を図るとされておりまして、また、電子決裁率を向上する目標を定めて取り組んでいると承知しております。

また、ご紹介いただきました、私が3月までおりました総務省では、27年度の電子決裁率が99.1%になっているということで、電子決裁が進んでいると承知しておりますが、それだけではなくて、先進的な部局では、職員と座席を固定しないフリーアドレス、それから、ペーパーレスの打ち合わせなどと、業務の効率化や生産性向上のためのオフィス改革が進み始めておりまして、4月に職員と一緒に視察したところでございます。

石岡市においては、先ほど来ご指摘いただいておりますように、電子決裁が増えれば多くのメリットがあると考えられますが、電子決裁に適するものと適さないものの精査、それから、先ほど総務部長からも答弁しましたが、費用対効果というものを考える必要があると認識してございます。また、今後の新庁舎建設のタイミングを捉えまして、ご提案の電子決裁のみならず、フリーアドレスやペーパーレス化なども含めて、職員の負担軽減につながるような業務の効率化というものを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 非常に前向きな答弁をいただいたとっております。職員数が大幅に減って、一方で、業務量が増えているというような現状もあるかと思えます。事務のシステム化は、そういった意味では必須という状況であると思えます。総務省では既に99.1%という数字を聞いて、ちょっと驚いた次第でございます。電子決裁システムの開発導入には、多くの労力とコストが当然かかると思いますが、その効果も大きいと思えますので、ぜひとも早急に導入計画策定に入っていただきますようお願いしまして、この質問を終わりにしたいと思えます。

次に、マタニティ支援策の推進について質問をさせていただきます。

人口減少が進む中、子どもを産み育てる環境の充実が求められております。石岡市も例外ではなく、妊婦の方々が安心して出産を迎えられるよう、行政の積極的な対応について伺ってまいります。

1点目です。マタニティ、陣痛の際のタクシー制度の導入についてお伺いをしてまいります。先日テレビを見ていたところ、ある妊婦さんが、タクシー内で急に産気づき、出産し、運転手さんが適切な対応をしたことに感謝する内容を放映しておりました。このタクシーの運転手さんは、以前に同様のケースがあったため、会社として出産に対応する研修をすることになり、多くの運転手さんがこの研修を受けて、陣痛タクシーとしての機能を持って営業しているというような内容でございました。

妊娠された方が事前にタクシー会社に登録しておくことで、タクシーを呼んでいただければ、指定の病院に向かうとともに、急な出産に際しても、運転手さんは医療行為はできませんけれども、妊婦さんの不安を少しでも取り除ける対応ができるように、ビニールシートであるとかタオルをタクシーの中に準備しているというようなことでございました。

核家族化が現在進んでいる中で、夫が会社に出勤しているときに産気づいた場合、ご主人に連絡して会社から戻ってもらうのか、あるいは自らが運転して病院に向かうのか、それともタクシーを呼んで病院に向かうか、場合によっては救急車を呼ばれる方もおられると思えますけれども、出産を間近に控える女性にとりまして、陣痛が始まったときにどのような手段で産婦人科病院に行くのかは、大きな不安であり、悩みであると思えます。出産を控えた女性の不安解消はもちろん、子どもを安心して産み育てる環境の整備は、行政の責任でもございます。

そこで、お伺いいたしますが、マタニティタクシーサービスについて、茨城県内の状況、さらには県外自治体で積極的な対応をしているケースについて、把握されていればお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（塚谷重市君） 保健福祉部長・武熊君。

○保健福祉部長（武熊俊夫君） ご答弁申し上げます。まず、県内の状況でございますが、日立市におきまして、妊産婦、乳児が健康診査や予防接種等で市内医療機関に通院する際のタクシー料金の一部を助成してございます。マタニティ子育てタクシー費助成事業を、本年の4月から開始しているとのことでございます。妊産婦分としま

して1万6,000円、乳幼児分としまして1万3,000円を助成しているとのことでございます。また、土浦市、つくば市、水戸市におきましては、民間のタクシー会社が独自に、陣痛タクシーやママサポートタクシー等の名称を使用しまして、サービスを提供しております。

次に、県外自治体の状況でございますが、福島県二本松市におきまして、平成27年4月から出産時交通費助成事業としまして、出産の入院時か退院時に利用したタクシー代の助成を開始しているとのことでございます。内容は、県内に限り1回のみの全額公費助成となっているとのことでございます。また、長野県につきましては、平成27年7月からマタニティタクシー利用料金助成事業といたしまして7,000円分、500円券14枚を申請者に交付しているとのことでございます。

なお、石岡市内の状況でございますが、マタニティタクシーや陣痛タクシーと称してはございませんが、関鉄ハイヤー株式会社さんと柿岡合同ハイヤー有限会社さんの2社が、陣痛等の利用についても対応しているとのことでございますので、市といたしましても、利用の周知というか、対応していることの周知を図っていきたいと考えてございます。

また、ご質問のマタニティタクシー制度の導入に関しましては、まずはタクシー会社の理解と協力が必要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 積極的に、タクシーの利用券も含めて助成されている団体もあるようです。これらにつきましては、財源の問題であるとか、あとは、どこまでの病院を面倒見ていくのかみたいな、いろいろな部分で精査しなければならないんだろうと思います。それと、石岡市内のタクシー会社2社につきまして調査いただき、ご答弁をいただきました。インターネット上では、陣痛が起きた妊婦さんがタクシー会社に、陣痛になったのでタクシーをお願いしますということで連絡を電話でした際に、うちは対応していないのでお断りしますよと言われた体験談が、数多く寄せられておりました。陣痛時の乗車拒否ということをしなないということだけでも、市内の2社のタクシー会社はありがたいのかなと思っております。

けれども、私が申し上げているのは、マタニティタクシーというのは、事前に、妊婦さん自身の自宅の住所と通院している産婦人科医院についてタクシー会社に登録をしておきまして、検診時の通院はもちろんですけれども、急な容体変更の際に、電話さえすれば自宅まで着実に迎えに来てくれて、なおかつ指定している産婦人科医院まで運んでくれるというサービスです。なおかつ料金についても、後払いでいいよというような内容でございます。非常に状態が不安定な中で、例えば自宅がわかりづらい場所にある妊婦さんが、この道をこう来て、このところを曲がってくれなんていう説明で、果たしてそんな悠長なことができるのかどうかということを考えますと、マタニティタクシーというサービスの内容の充実というものも、積極的に行政としては、会社のほうに働きかけていただければなという感じはしております。

この質問をするに際しまして、何人かの妊婦さん、または小さなお子さんをお持ちの女性に、マタニティタクシーのサービスについて聞いてきました。そうしますと、既にタクシー会社独自でサービスを開始している市ですね、先ほど土浦、つくばというようなお話もございましたけれども、こちらの市に在住の方にも確認しましたけれども、知らなかったという方もございました。知っていれば絶対利用しましたよと、こういうサービスがあるというのは、非常に妊婦にとってはうれしいですねというようなお話がございました。

マタニティタクシーについては、市自らが当然、サービスをするというわけにはなかなかいかないと思います。先ほど答弁いただいたように、タクシー会社に協力をお願いする形になるわけですが、安全安心のまちづくりという1つのテーマの中にも入ってくると思います。少子化対策にも少なからず効果を発揮すると思いますので、もう一歩前進しまして、マタニティタクシーのサービス内容の提供をお願いできるよう、市としても、積極的な対応をタクシー会社をお願いしてほしいと思いますけれども、再度見解を求めたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 保健福祉部長・武熊君。

○保健福祉部長（武熊俊夫君） ご答弁申し上げます。マタニティタクシーの制度のまずは理解、そして、ご協力が得られるように、タクシー会社さんのほうに働きかけをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 何か福祉部長、元気がないので、ちょっと積極的な対応をお願いしたいと思います。本当に妊娠されている妊婦さんは、こういうサービスを多分、利用する、しないは別にしても、あるということだけでのアドバンテージは、非常に大きいのかなという気がしております。

次の質問に入ってまいります。産婦人科医師の招聘及び産婦人科医院の開設支援について、お伺いをしてまいりたいと思います。

少子化対策として各種政策を進める中で、実際に出産という命にかかわる現場を支える産婦人科医院ですが、住まいから遠くないところで出産できるということは、先ほどのマタニティタクシーでも触れましたけれども、出産を控える妊婦さん、そしてその家族にとりましては、大きな安心であろうかと思えます。

出産は、母と子の命をつなぐもので、24時間365日の対応が求められております。しかし、石岡市内で分娩を扱うところは、現在、富田産婦人科医院ただ1つとなっております。富田先生も高齢となり、24時間365日の対応が求められる産科をこなしていくには、大変なご苦労があるのではないかと推察するところでございます。近い将来を見据えて、産婦人科医師の招聘、さらには産婦人科医院開設の

ための行政支援についても、制度設計に向けて動き出す時期と思いますけれども、石岡周辺の状況とあわせて、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（塚谷重市君） 保健福祉部長・武熊君。

○保健福祉部長（武熊俊夫君） ご答弁申し上げます。土浦保健所管内における産科の現状でございますが、土浦協同病院、霞ヶ浦医療センター、東京医科大学茨城医療センター、土浦産婦人科、松原ウィメンズクリニック、富田産婦人科、柴田マタニティクリニックの7か所となっております。

石岡市内につきましては、ご承知のとおり、本年6月末をもちまして松葉産婦人科医院が産科診察を取りやめたことによりまして、富田産婦人科医院1か所となっております。また、土浦市の土浦産婦人科医院も、本年12月末をもって産科の診察の取り扱いを停止する予定となっております。土浦保健所管内におきましては、土浦協同病院に妊産婦が集中している現状となっております。ちなみに、松葉産婦人科さんが産科をやめる以前の病院の利用状況と、その後の利用状況につきましては、土浦協同病院が、20.6%であったものが30.9%、富田産婦人科さん、17.8%が23.4%、土浦産婦人科、8.1%が14.9%、根本産婦人科が、7.6%が8.5%と増加してございます。

産婦人科の今後の状況、産婦人科の招聘等でございますが、医療体制の整備につきましては県の役割となっております。県におきましては、保健医療圏域を設定しまして、保健医療施策を計画的に推進してございます。圏域の課題につきましては、土浦保健所が土浦保健医療福祉協議会を設置しまして協議しており、産科医の不足も現在、課題となっております。さらに、各地区保健所から持ち寄り、話し合いが行われております県の医療審議会におきましても、県南地区の産科医不足が課題として出されており、隣接医療圏との連携協議をしていく必要があると話し合われているところでございます。

県や市の医師会等と連携協力しまして、産科医の確保についてより検討が進められるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 松葉産婦人科さんが分娩を取り扱わなくなってから、土浦協同病院と富田産婦人科さんの件数が増えているというような数字も、ご説明いただきました。核家族化が進んで、夫婦二人でお住まいの方が出産したい、あるいは出産を控えているとして、産婦人科医師がいない自治体に、果たして住みたいと思いませんか。先ほどマタニティタクシーでも触れましたけれども、産科医院までの足をどのように確保するのかは、出産を控える女性にとりましては大きな課題だと思います。

医療体制の整備は県の役割であるということでご答弁をいただきましたけれども、茨城県は、人口10万人当たりの医師数が全国で下から2番目であります。これは多

くの方が承知されていると思います。絶対的に医師数が不足している現状の中で、その中でも産科を希望する医師が、訴訟等のリスクもあり、減っているというような報道もよく耳にしております。ここ何年も医師不足が解消されていない現状の中で、県や医療圏に行儀よく石岡市が頼っていて、本当に石岡市に医師が来てくれるのでしょうか。県に産婦人科医師の手配をお願いしていて、石岡市に医師が配置されるのは何年後なのか、私にはちょっと想像が付きません。

地域間競争に勝つためのオンリーワンの取り組みが、今、必要なのではないかと考えております。医師の招聘や産科医院の開設は、一朝一夕にできる話ではありませんので、時間をかけて粘り強く取り組む必要があると思います。そこで、関係機関や市内で開業されている医師の方々の系列、大学の関係など、あらゆるつてを頼ってでも、医師の招聘や産科医院の開設に向けた取り組み、支援を行っていく検討に入るべきではないかと思っておりますけれども、これにつきましては市長の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（塚谷重市君） 市長・今泉君。

○市長（今泉文彦君） 産科医の不足ということでありまして、市の医師会がありまして、かつて市民医療懇談会というのを何回もやった経過があって、医師不足を解決したということがあります。そういったことも踏まえまして、今後、市の医師会と連携、協力して、産科医の確保について積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚谷重市君） 4番・櫻井 茂君。

○4番（櫻井 茂君） 石岡市内から産科医院がなくなってしまうことを祈りたいと思います。それと同時に、産科医院、あるいは医師の招聘に向けて、いち早く石岡市が動いて、他市におくれをとらないような対応をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。